農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金実施基準

制定　令和６年３月７日

第１　一般基準

１　補助対象事業費は、市内において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとし、施設の規模及び構造等は利用目的に合致したものとする。

２　自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。

３　受益農家は、１事業について３戸以上とし、認定新規就農者及び認定農業者については、１戸であっても可とする。

　　また、法人については、構成員（出資者、役員等）１名を１戸とみなすものとし、構成員の中に同一生計の者が２名以上いる場合は、同一生計毎に１戸とみなすものとする。

なお、応募しようとする事業区分において過去３年間に事業の利用実績がない経営体とする。ただし、異なる事業区分での要望は認めるものとする。

４　補助対象事業は、新築、新品又は新設等による、新たな取り組みを行う事業とする。（機械等の更新は対象としない。）

５　補助の対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね５年以上とする。

６　工事雑費は、補助の対象としないものとする。

７　目的外使用の恐れの多いもの、又は事業効果の少ないものは補助の対象としないものとする。（事業費が300千円未満の事業（農産物のブランド化・販路拡大事業における事業を除く）を含む）

８　補助対象者は厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよ

うに、事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。

９　いわき市民であること。（住民票等で確認できること）

　　　ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体が、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。

10　単年度中に完了する事業であること。

第２　選定基準及び方法

１　選定基準

(1)補助対象事業は、事業内容がいわき市農業生産振興ブランド戦略プランの振興施策に合致し、別表の事業別実施基準を満たしたものの中から選定されるものとする。

２　選定方法

1. 事業主体から事務局に対し、選定基準の項目に沿った採点シートを提出させる。
2. 事務局は、農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金検討委員会を開催し、

各選考表の採点の審議及び事務局へ各事業についての質疑応答を行う。

必要があれば、検討委員会において事業主体からのヒアリングを実施し、そのヒアリングを加味した評価を行うことも可能とする。

(3)検討委員会において、事業区分ごとに総評価点の上位者から予算の範囲内で最終的な補助対象事業者を決定する。